

《 「Safework 向上宣言」の登録を再開しました！ 》

「Safework 向上宣言」は、令和 2 年 5 月に建設業を対象として開始し、令和 3 年 6 月に全業種に拡大、令和 5 年 3 月 31 日までに延べ 514 事業場が宣言しています。

今般、14 次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言を活かしつつ 14 次防の目標達成に資するため、新たな「Safework 向上宣言」を実施することにより、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる

職場環境の実現に向けた取組を更に促進することとしました。

行政や災害防止団体等で展開する災害防止活動を短期的目標としつつ、組み合わせて活用いただくことで一層の効果が期待できます。

令和 4 年度までに登録済の場合はそのまま有効ですが、登録を更新する場合には、労使双方の労働災害防止に対する意識付けを目的としていますので、事業主及び労働者の双方による宣言として登録をお願いいたします。



要領等はこちら

《 産業医及び産業保健スタッフ向け研修会「産業保健と法」のお知らせ！ 》

宮城産業保健総合支援センターが主催する、産業医、産業医以外の医師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会「産業保健と法」が HP にアップされています。詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

【お問合せ先】

宮城産業保健総合支援センター 仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 (15 階)
電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283



詳細はこちら

《 10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です。 》

厚生労働省では、年次有給休暇（以下、年休）の取得促進を目的として 10 月を周知啓発の期間としています。年間 5 日の取得義務化が図られても、その取得率は宮城県では令和 3 年の実績で 58.2%となっており、6 割に満たない状況です。年休取得が進まない要因は様々ですが、ワークライフバランスのためにも、計画的な取得を心がけましょう。

取得の促進には労使の合意による計画的な取組が大切です。さらに、特別休暇の取得時例や助成金制度などをまとめた『年次有給休暇取得促進特設サイト』には年休活用のヒントが掲載されていますので、是非活用くださるようお願いいたします。



特設サイト



《 募集時等に明示すべき事項が追加されています。 》

職業安定法施行規則の改正に伴い令和 6 年 4 月 1 日より募集時に明示すべき事項が追加されます。求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、新たに以下の①～③の事項について明示することが必要となります。①従事すべき業務の変更の範囲②就業の場所の変更の範囲③有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上 限を含む）※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。



詳細はこちら

《 お詫びして訂正します。 》

8 月号でご案内したゼロ災トライアル 100 について、申込先のアドレスに誤りがありました。正しくは ishinomaki-kantokusho@mhlw.go.jp でした（ホームページ掲載分は修正済み）。お詫びして訂正するとともに、積極的な参加をお願いいたします。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらをご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

宮城労働局
石巻署ページ

宮城労働局
メールマガジン



電話：0226-25-6921